

4. 環境基準・規制基準

(1) 大気汚染に係る環境基準及び評価法

ア. 環境基準

◇昭和 48.5.8 環境庁告示第 25 号

改正 昭 48 環告 35・昭 53 環告 38・昭 56 環告 47・
平 8 環告 73

◇昭和 53.7.11 環境庁告示第 38 号（二酸化窒素）

改正 平 8 環告 74

物 質	環境上の条件（設定年月日等）	測 定 方 法
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

イ. 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法も使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

ウ. ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

エ. 微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

オ. 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア. 人の健康の保護に関する公共用水域及び地下水質の環境基準

項 目	基 準 値	公 共 用 水 域 の 水 質 汚 濁 に 係 る 環 境 基 準	地 下 水 の 水 質 汚 濁 に 係 る 環 境 基 準	〔参考〕 水道水の水質基準
カドミウム		0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
全シアン		検出されないこと	検出されないこと	0.01 mg/L 以下
鉛		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
六価クロム		0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
砒素		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
総水銀		0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	
P C B		検出されないこと	検出されないこと	
ジクロロメタン		0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素		0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）			0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
チウラム		0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
シマジン		0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ		0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
セレン		0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	※10 mg/L 以下
ふっ素		0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下
ほう素		1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン		0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
備 考	海 域 に つ い て は 、 ふ っ 素 及 び ほう 素 の 基 準 値 は 適 用 し な い 。			※硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素
	・基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 ・「検出されないこと」とは、測定方法の欄に別に定める方法において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 ・1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 ・令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準の変更 0.05 mg/L→0.02 mg/L			

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

a. 環境基準〔河川（湖沼を除く）〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道 1 級 自然環境の保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値）とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注）令和 4 年 4 月 1 日より、生活環境項目の指標の「大腸菌群数」を廃止し、新たに「大腸菌数」を導入。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ニッケル	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 現在、帯広市内において水生生物の保全に係る環境基準類型が指定された河川はありません。

b. 市内河川における環境基準の類型

水 域	類型	指定	見直し
帯広川上流（ウツベツ川合流点から上流）	A	S50.4.1 道告示 988 号	—
帯広川下流（ウツベツ川合流点から下流（ウツベツ川を含む））	B	同上	—
札内川上流（帯広市上水取水口から上流）	A A	同上	—
札内川下流（帯広市上水取水口から下流）	A	同上	—
十勝川上流（上川橋より上流（トムラウシ川を含む））	A A	S45.9.1 閣議決定 H12.3.31 道告示 531 号 ¹	H19.7.20 道告示第 509 号 ²
十勝川中流（上川橋から佐幌川合流点まで）	A	同上	—
十勝川下流（佐幌川合流点より下流）	B	同上	—

備考 1. 知事指定に移行

2. 十勝川上流とトムラウシ川を統合（十勝川上流水域表示変更）

(3) 水質汚濁に係る排出基準

ア. 環境大臣が総理府令で定める排水基準（一律排水基準）（昭和46年6月21日総理府令35号）

a. 有害物質に係る基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの
	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの
	230 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	海域以外に排出されるもの
	8 mg/L
1,4-ジオキサン	海域に排出されるもの
	15 mg/L
アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉《温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。》を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。

b. 生活環境項目に係る基準

項 目	許 容 限 度	
水素イオン濃度 (pH) (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	海域及び湖沼以外の公共用水域に排出されるもの	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	海域及び湖沼に排出されるもの	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		3,000 個/cm ³ (日間平均)
窒素含有量	環境大臣が別に定める湖沼・海域、及びこれらに流入する公共用水域に排出されるもの	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	環境大臣が別に定める湖沼・海域、及びこれらに流入する公共用水域に排出されるもの	16mg/L (日間平均 8mg/L)

イ. 北海道が条例で定める排水基準 (上乘せ基準)

生活環境項目に係る基準 (一般項目)

(昭和 47 年 4 月 3 日 北海道条例第 27 号)

適用 区域	項 目 対 象 業 種	BOD (mg/L)		SS (mg/L)		適用期間
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
十 勝 川 水 域	肉製品製造業	80	60	70	50	
	乳製品製造業 (1,000m ³ 以上)	80	60	70	50	
	マッシュポテト製造業	120	100	60	50	4月～12月
		—	—	120	100	1月～3月
	てん菜糖製造業 (35,000m ³ 以上)	120	100	—	—	
	イースト製造業	90	70	70	50	
	ガス供給業	80	60	70	50	
	と畜業	—	—	70	50	
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70	
	し尿浄化槽 (S46.9.23以前に設置されたもの)	120	90	—	—	
	し尿浄化槽 (S46.9.24からS47.9.30までの間に設置されたもの)	80	60	—	—	
	し尿浄化槽 (S47.10.1以後に設置されたもの)	40	30	90	70	
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床等によるもの)	—	20	—	70	
	下水道終末処理施設 (高速散水ろ床法又は「イファイト」・エレーション法等によるもの)	—	60	—	120	

(4) 騒音に係る環境基準・規制基準等

ア. 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

a. 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

(単位: dB)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6～22時	夜間 22～6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55 以下	45 以下
B	第2種区域（類型Aに当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域	60 以下	50 以下

注：1 騒音規制法第3条第1項の規定による、騒音について規制する地域については、令和3年9月9日帯広市告示第223号による。

2 環境基本法第16条第2項第2号の規定による、類型を当てはめる地域の指定については、令和3年9月9日帯広市告示第225号による。

b. 道路に面する地域

(単位: dB)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6～22時	夜間 22～6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60 以下	55 以下
B	第2種区域（類型Aに当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65 以下	60 以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

注：この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準

(単位: dB)

昼間 6～22時	夜間 22～6時
70 以下	65 以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下。）によることができる。	

備考 1. 基準値は等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

2. 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）で次のとおり定められている。

- ①「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の空間に限る。）等。
- ②「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
 - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

(参考) 帯広市長が定める区域の区分

(令和3年9月9日 帯広市告示第225号)

地域の類型	地域の区分
A 区域	令和3年帯広市告示第223号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種（第2種にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
B 区域	指定地域のうち、第2種区域（A 区域として定める地域を除く。）
C 区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域（工業専用地域を除く。）

備考 地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の定めるところによる。

c. 航空機騒音に係る環境基準

(単位: dB)

基準	地域の類型		設定年月日 告示番号	備 考
	I	II		
旧基準 (WECPNL)	70 以下	75 以下	S48. 12. 27 環告 154	I を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 及び除外地域以外の地域であつて、通常の生活を保全する必要がある地域とする。
現行基準 (Lden)	57 以下	62 以下	H19. 12. 17 環告 117	

イ. 騒音規制法による規制基準

a. 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(平成27年6月18日帯広市告示第213号)

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	8:00~19:00	6:00~ 8:00 19:00~22:00	22:00~6:00
第 1 種 区 域	45	40	40
第 2 種 区 域	55	45	40
第 3 種 区 域	65	55	50
第 4 種 区 域	70	65	60

備考 騒音規制法第3条第1項の規定による、騒音について規制する地域については、令和3年9月9日帯広市告示第223号による。

b. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号)

基準値	作業ができない時間		1 日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
85 デシベル	19:00～7:00	22:00～6:00	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注：1. 第 1 号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第 1 種区域と第 2 種区域の全域、並びに第 3 種区域と第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周辺おおむね 80m の区域内をいう。

2. 第 2 号区域とは、第 3 種区域と第 4 種区域であって、第 1 号区域以外の区域をいう。

ウ. 自動車騒音の要請限度（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）

(単位：dB)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 6～22 時	夜間 22～6 時
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 以下	65 以下
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下

注：1 府令別表の備考による市長が定める区域は、平成 27 年 6 月 18 日帯広市告示第 213 号による

2 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

3 a 区域とは、専ら住居の用に供される区域をいう。（府令別表備考）

4 b 区域とは、主として住居の用に供される区域をいう。（同上）

5 c 区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域をいう。（同上）

備考： 要請限度とは…自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺環境が著しくそこなわれていると認めるときは、市長が都道府県公安委員会へ道路交通規制等の措置をとるよう要請する。

(5) 振動に係る規制基準等

ア. 振動規制法による規制基準

a. 特定工場等において発生する振動の規制基準

(平成 27 年 6 月 18 日帯広市告示第 214 号)

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	8:00~19:00	19:00~8:00
第 1 種 区 域	60	55
第 2 種 区 域	65	60

注: 1. 振動規制法第 3 条第 1 項の規定による、振動を防止する必要がある地域については、令和 3 年 9 月 9 日帯広市告示第 224 号による。

2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、指定地域としてそれぞれ指定された第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。

3. 各区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周囲 50m 以内においては、それぞれの規制値から 5 デシベルを減じた値を適用する。

b. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

基 準 値	作業ができない時間		1 日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	作 業 日
	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域		
75 デシベル	19:00~ 7:00	22:00~ 6:00	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続 6 日を 越えないこと	日曜日その他の 休日でないこと

注: 1. 第 1 号区域とは、振動規制法の規定により指定された、第 1 種区域の全域、並びに第 2 種区域の学校、保育所、病院及び診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周辺 80m 以内の区域をいう。

2. 第 2 号区域とは、第 2 種区域であって、第 1 号区域以外の区域をいう。

イ. 道路交通振動に係る要請限度

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	8:00~19:00	19:00~8:00
第 1 種 区 域	65	60
第 2 種 区 域	70	65

注: 1. 府令別表第 2 の備考第 1 項及び第 2 項の規定による市長が定める区域及び時間については、平成 24 年 4 月 1 日帯広市告示第 138 号による。

2. 限度値は 80%レンジの上端値である。

(6) 悪臭防止法による悪臭の規制基準

ア. 悪臭規制基準（敷地境界）

（平成 24 年 4 月 1 日 帯広市告示第 139 号）

規制物質 \ 区域区分	A 区域 (単位 ppm)	B 区域 (単位 ppm)	(参考) 帯広市での 調査物質
アンモニア	1	2	○
メチルメルカプタン	0.002	0.004	○
硫化水素	0.02	0.06	○
硫化メチル	0.01	0.05	
二硫化メチル	0.009	0.03	
トリメチルアミン	0.005	0.02	○
アセトアルデヒド	0.05	0.1	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	
イソブタノール	0.9	4	
酢酸エチル	3	7	
メチルイソブチルケトン	1	3	
トルエン	10	30	
スチレン	0.4	0.8	
キシレン	1	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	○
ノルマル酪酸	0.001	0.002	○
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	○
イソ吉草酸	0.001	0.004	○

イ. 官能試験法による悪臭対策指導要綱（昭和 59 年 3 月 31 日北海道制定）

a. 工場等の敷地境界における指導基準値

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

b. 工場等の気体排出口における指導基準値

区域区分	臭気指数
A	30
B	34
C	38

注：1. 区域区分（A，B，C）は、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた区域区分である。

2. 臭気指数とは、においのある空気は無臭の空気と臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。

$$Z = 10 \log Y \quad Y : \text{臭気濃度} \\ Z : \text{臭気指数}$$

3. 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

(7) 土壌の汚染に係る環境基準 (平成3年8月23日 環境庁告示第46号 令和3年4月1日改正)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン(塩ビモノマー)	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

(8) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 最終改正：平成 21 年環告 11)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けた、エアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る）。

- 備考 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値 (TEQ: 毒性等量) とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。
4. ポリ塩化ジベンゾフラン等：ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。